

「千葉市食品に衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の改正(案)(概要)」について、ご意見をお寄せください

千葉市では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康保護を図るため、食品営業許可施設に対して「千葉市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例(以下条例)」を制定し、監視指導を行っています。

「条例の改正(案)(概要)」は、中国産冷凍食品ギョ - ザによる薬物中毒事件の発生を受け、厚生労働省が「食品衛生事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」を改正したため、千葉市においても広域流通製造品による健康被害から市民を保護することを目的として、条例の改正を行うこととしたものです。

条例の改正等の公表

条例の改正(案)(概要)

意見の提出

提出期間 平成20年10月27日(月)から平成20年11月7日(金)まで(必着)

提出方法 ご意見に「条例の改正(案)(概要)に対する意見」と書き、住所、氏名又は団体名(ふりがな)を明記の上、郵送・ファクシミリ・電子メールにより下記に提出するか、生活衛生課、保健所食品安全課、各区役所総務課に直接持参して下さい。

なお、口頭、電話による意見はお受けできませんので、ご遠慮願います。

住所、氏名等の個人情報は今回の意見の募集のために収集するものであり、公表はしません。

郵 送	郵便番号260-8722(千葉市中央区千葉港2-1) 中央コミュニティセンター1階生活衛生課
ファクシミリ	043-245-5556
電子メール	seikatsueisei.HWH@city.chiba.lg.jp

考え方の公表

ご意見の概要と、それに対する市の考え方を平成20年11月11日(予定)に公表します。